

中高生と地域企業との交流機会促進事業業務委託への質問に対する回答表

	資料・項目等	質問（原文）	回答
1	実施要領	参加に必要な書類の提出項目の中に(イ)企業の概要(様式2)とあるが、複数の企業協働での参加の場合は各企業の概要を提出するという認識でよろしいでしょうか。	<p>共同企業体での参加を希望される場合は、以下の取扱いとします。</p> <p>(1) 共同企業体に属するすべての構成団体が、「実施要領 第1章4」に記載の要件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>(2) 「実施要領 第1章5(1)エ 提出書類」に定める、「(イ)企業の概要(様式2)」(該当のある場合は「(ウ)競争入札参加資格認定申請中の場合は、申請中であることが分かる資料」を含む)については、本共同企業体を構成するすべての団体が提出してください。</p> <p>(3) 別添の「共同企業体協定書兼委任状(様式4)」の提出をお願いします。</p> <p>(4) 共同企業体の代表構成団体(以下、「幹事会社」とする)を定め、本事業における責任者を幹事会社から選出することとし、市との窓口は原則、幹事会社が対応するものとします。</p> <p>(5) 委託業務の実施にあたっては、業務の主たる部分を幹事会社が担うこととし、構成団体の分担業務について、明示してください。</p> <p>なお、共同企業体で参加する場合においても、企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとします。</p>
2	仕様書	仕様書4(7)オンライン環境の整備についてオンライン参加者については参加者の人数カウントに入りますか。	<p>「仕様書 3 イベントの概要(2) 定員・規模」にて、お示ししている参加者数につきましては、現地会場への来場者数を想定しております。</p> <p>ただし、オンライン参加者数を正確に集計できる場合においては、参加者数に計上して差し支えありません。</p>
3	仕様書	実施会場について、市内公共施設を利用する場合の予約受付期間は現行のルール通りとなりますでしょうか。優先的に施設予約ができますでしょうか。また、利用料金の支払い期日等も各施設のルール通りとなりますでしょうか。	<p>市内公共施設の利用予約については、産業支援・雇用対策課から、各施設へ期間外の利用予約について調整を行うことが可能ですが、期間外の予約を確約するものではありません。</p> <p>また、利用料金の支払いについては、各施設の取扱いに準じます。</p>
4	仕様書	市内企業とは市内に本社を設置している企業に限りますでしょうか。市内に支店がある場合も市内企業の認識でよろしいでしょうか。	<p>本事業における市内企業とは、市内に事業所(支店、工場等を含む)を有する企業としております。</p> <p>ただし、当該市内事業所の業務とイベントの出展内容に乖離がないようにしてください。</p>
5	仕様書	出展企業の開拓に際し、過去出展いただいた企業に参加を要請することは問題ないでしょうか。	<p>原則、新規企業の出展を希望いたします。</p> <p>ただし、市と協議を行い、認められた場合においては、その限りではありません。</p>
6	仕様書	「出展内容に関する企業への支援」と記載がありますが、プログラム作成支援以外の支援で過去発生した事例はございますでしょうか。該当する場合、具体例をご教示いただけますでしょうか。	<p>過去の事業においては、同様のイベントへの出展経験がない企業や自社を紹介するコンテンツを持っていない企業などに対して、各企業に合わせたコンテンツ制作やオンライン配信に係るサポートなどを行っていただいた事例があります。</p>
7	仕様書	第三者への委託についての記載が特に見受けられないですが、第三者への業務委託は可能という認識でよろしいでしょうか。仮に第三者への委託が可能な場合、委託できる業務内容についての制限はないという認識でよろしいでしょうか。	<p>「実施要領 第3章6(7)」に記載のとおり、委託業務の全部又は事業の主たる部分を一括して第三者に委託することはできません。</p> <p>また、共同企業体においても、回答1に記載のとおり、委託業務の全部又は主たる部分を構成団体及び第三者へ委託することはできません。</p> <p>ただし、市と協議を行い、承諾を得ることで、委託業務の一部を第三者へ委託することができます。</p> <p>なお、事業の主たる部分とは、本事業全体の企画・設計、出展企業へのイベント終了までのサポート、イベント当日の運営等を想定しております。</p>
8	評価基準	「4)参加者への周知、イベントPR」について、市報への掲載は有力な広報媒体と認識しておりますが、市報への掲載枠はいただける認識でよろしいでしょうか。	<p>当市広報紙である「広報さがみはら」への記事掲載の依頼は受け付けます。</p> <p>ただし、掲載スペースや、記事の優先度によることから、掲載を確約するものではありません。</p>